

## 令和2年度 第2回太宰府市地域福祉推進委員会及び委嘱状交付式 議事録（要約）

と き：令和2年12月22日（火）、18：57～19：52

と ころ：太宰府市役所 4階大会議室

出席者：太宰府市地域福祉推進委員会委員（出席12名、欠席0名）

太宰府市（健康福祉部長、福祉課長、福祉政策係長、福祉課福祉政策係員）

傍聴者：0名

議題に入る前に、委嘱状の交付、市長あいさつ（別途公務のため代読）、委員並びに事務局の自己紹介が行われた。その後、会長及び副会長の選出を行い、会長並びに副会長のあいさつが行われた。

### 〔配布資料〕

席次

太宰府市地域福祉推進委員会委員名簿

太宰府市地域福祉推進委員会規則

第四次太宰府市地域福祉計画策定基本方針

第四次太宰府市地域福祉計画策定スケジュール（案）

### 〔市長あいさつ（代読）〕

本日は、大変お忙しい中、太宰府市地域福祉推進委員会にご出席賜り誠にありがとうございます。

ただいま、委員の皆さまに委嘱状をお渡しさせていただきました。皆さまにおかれましては、快く委員をお引き受けいただき、厚くお礼申し上げます。

この委員会は、本市が策定しております、「太宰府市地域福祉計画」の推進に関する事項について調査審議いただく委員会となっております。

昨今、我が国では少子高齢化や生活課題の多様化、今年新型コロナウイルスの流行など、わたしたちを取り巻く社会情勢や生活環境が大きく変化しております。

同時に、経済格差、ひきこもり、社会的孤立、虐待など、一つの分野だけでなく、複数の分野にまたがる課題も多く発生しております。

このような現状を解決するために、公的サービスだけではなく、弱まりつつある地域での支え合い、助け合いの力を再構築し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながる「地域共生社会」の実現が求められています。

本市におきましては、地域福祉の推進を示した太宰府市地域福祉計画を五カ年計画として策定しており、現行の第三次計画が令和3年度までの計画期間となっております。

今期の委員会におきましては、令和4年度が計画期間のスタートである第四次計画の策定に向け、それぞれの分野でご活躍されておられます委員の皆さま方より、忌憚のないご意見をいただきたいと考えておりますので、ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

結びになりますが、本日もご出席いただいております委員皆さまのご健勝と更なるご活躍を祈念いたしまして、私のあいさつとさせていただきます。

令和2年12月22日

太宰府市長 楠田 大蔵

#### 〔議 題〕

1. 第四次太宰府市地域福祉計画の策定及び令和3年度太宰府市地域福祉推進委員会について

会長の議事進行で、第四次太宰府市地域福祉計画の策定及び令和3年度太宰府市地域福祉推進委員会について事務局より説明し、説明に対する質疑応答が行われた。

#### 〔事務局説明〕

事務局 近年、本格的な少子高齢化の進展、人口減少社会への突入、核家族化や単身世帯の増加、地域での人と人との結びつきの弱まりや人間関係の希薄化等を背景として、生活不安による生活困窮者の増加、虐待、自殺、高齢者の孤独死等、深刻な社会問題が発生している。また、働き方やライフスタイルの多様化により、1人ひとりの生活課題が複数の要因により複雑に絡みあい、単に制度を当てはめるだけでは解決が困難な制度の狭間の課題が増加しており、これまでの対象者ごとや分野別に整理された縦割りの制度を適用するだけでは、対応が難しい現状が浮き彫りになってきた。さらに、近年は大規模な災害が頻発しており、日頃から防災意識を高め、災害時には行政機関の支援に加え、地域でお互いに支え合い、助け合うことの重要性が再認識されている。このような背景から、国は、地域コミュニティを活性化させることで住民同士の相互扶助を促進し、単純な「受け手」と「支え手」の関係を超えて、複雑化している課題の解決に向け、多様な主体が「我が事」として地域づくりに参加し、世代や分野の縦割りを超えて「丸ごと」つながることで、包括的な支援体制を構築する「地域共生社会」の実現を提唱している。また、本市では、令和2年に「太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、「全世代に居場所と出番のある太宰府」を目指し、市民1人ひとりが活躍できる地域社会の実現に向けて取り組むこととしている。これまで、地域福祉の推進を図るため、平成17年から社会福祉法第107条の規定に基づき、一定の期間を定めて地域福祉計画を策定し、点検・評価を行ってきた。令和3年度をもって、第三次地域福祉計画の期間が終了することから、この間の社会福祉関係法令等の新設や改定などもふくめ、成果と課題を明確にした上で、市民アンケート調査や関係団体へのヒアリング等を通じて、新たな計画の方向性やめざすべき像を導き、本市におけ

る福祉の総合計画である第四次地域福祉計画を策定する。計画の位置づけとしては、これまでに策定された各分野の福祉計画を地域という視点で横断的につなぐとともに、地域福祉推進の主体である地域住民等の参画を得て、地域福祉に関する事項を一体的に定める。また、第四次地域福祉計画は、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する、いわゆる各福祉分野の計画の上位計画として位置づけられ、総合的な視点で地域福祉の推進を図るための計画となる。計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間。計画の策定体制は、内部組織として地域福祉計画推進協議会と地域福祉計画推進協議会部会、外部組織として地域福祉推進委員会があり、計画素案の提案や諮問答申を行う。また、広く市民の方々から意見をいただくために、パブリックコメントの実施を予定している。計画策定の大まかな流れとしては、まず基礎調査として、市民2,000人を対象とする市民アンケート、高齢者福祉・障害福祉・児童福祉等関係団体へのヒアリング、市民ワークショップ、既存資料の分析を行う。その基礎調査で集約した資料を基に現状の把握や課題の抽出を行う。その後、地域福祉計画推進協議会等内部組織にて素案を作成し、外部組織である地域福祉推進委員会にて諮問答申を行う。そして完成した計画案を基にパブリックコメントを実施し、令和4年3月に完成する予定となっている。令和3年度の地域福祉推進委員会は第四次計画策定の関係上、令和3年4月から2ヶ月に1回の頻度で計5回から6回の開催を予定している。

〔質疑応答〕

- A 委員 地域福祉計画は、高齢者支援計画や障がい者プラン等の各福祉計画の上位計画として位置づけられると考えられるが、地域福祉計画と各福祉計画の期間にズレが生じている。この期間のズレについて今後どうしていくのか伺う。ズレたままの状態を進めていく場合は、各計画と齟齬が生じないように調整していく必要がある。
- 福祉課長 関係課と協議のうえ、他の計画と齟齬のないよう常に調整を行っていく。
- B 委員 市民アンケートはどのような内容になる予定か。高齢者支援計画や障がい者プラン等の各計画策定時にもアンケートを行っているが内容が重複する部分があると考えられる。
- 福祉課長 アンケートの調査対象である市民については、無作為抽出にて、各計画策定時のアンケート調査対象者と重複しないよう調整を行う。内容については、第三次計画との経年比較も念頭に置いているため、第三次計画策定時のアンケートと同じ設問を基本としつつ、他の計画のアンケート内容と調整し、社会情勢に沿った設問の追加を予定している。
- C 委員 経年比較があるため、第三次計画のアンケート内容との整合性を取りながら、他の計画とも調整する必要がある。
- D 委員 令和2年の6月に社会福祉法の改正が行われたが、ここまでの内容で今回の計画は策定するという事でよいか。
- 福祉課長 改正後の最新のものを反映し策定する。

- D 委員 地域福祉活動計画は地域の基盤を作るためにも、地域福祉計画と共に両輪で進めていかなければならない。地域福祉活動計画についても、今回の第四次計画のアンケートや各分野別のデータを駆使し、この委員会でも策定に携わることにはできないか。
- 福祉課長 社会福祉協議会で策定される地域福祉活動計画の策定委員には本市の福祉政策係長が参加しており、双方の計画の連携を調整し策定を行っていく。アンケート等の調査についても重複するところがあると考えられるため、互いに情報共有しながら策定していく。
- D 委員 社協は独自で策定委員会を立ち上げ、地域福祉活動計画を策定するのか。
- E 委員 社協は地域福祉活動計画の策定委員会の任期があと 1 年残っている。(令和元年 10 月 1 日から令和 3 年 9 月 30 日まで) 地域福祉計画と地域福祉活動計画は両輪で動く連携補完関係にあることは、各委員とも承知している。双方計画の委員による合同会議の実施という案も出ている。今後の会議の在り方については、活動計画推進委員会の中でも協議する予定である。活動計画のアンケートの実施については、市民の方々の意見を直接聞き、計画に反映させるために、地区懇談会を検討している。しかし、新型コロナウイルスの影響もあるため、実施については慎重に検討する。いずれにしても、地域福祉計画と地域福祉活動計画は両輪で動くという形は崩さずに策定していく。
- C 委員 地域福祉活動計画が完成するのは、地域福祉計画と同時期となるのか。
- E 委員 同時期となる予定である。現在、市と協議を進めており、双方の計画の冊子を一本化し、一冊の計画書とすることが出来ないか検討中である。項目の同一化や地域福祉計画の後ろに活動計画を盛り込むのか等の具体的内容については、本委員会の意見も含めて、今後検討していく必要があると考えている。
- D 委員 地域福祉計画推進の大きなキーワードである、自助・互助・共助・公助という枠組みがあるが、連動性を持って組み立てていかなければならない。社協と市の意思疎通を図り、双方の計画がバラバラにならないように組み立てていく必要がある。
- C 委員 第三次計画は令和 3 年度までであり、第四次計画は令和 4 年度からであるが、令和 3 年度の 1 年間は、新計画を作成する作業と第三次計画の進捗管理を同時進行で行うのか。
- 福祉課長 ご指摘のとおり、第三次計画の総括を行いながら、第四次計画の策定を行うこととなる。
- D 委員 計画の有無に関わらず双方の計画に非常に重要な役割を果たす地域包括ケアシステムの構築について、介護保険や高齢者支援にて取り組んでいると思うが、地域包括ケアシステム構築の段階から、現在はシステムの深化や強化の段階に移っている。第 2 層圏域や地域包括ケアシステムの圏域設定等について令和 3 年度のなかで行う必要がある。令和 3 年度は地域包括ケアシステムの構築に向けて早急に取り組んでいただきたい。社協と足並みを揃え、令和 4 年度からは双方の計画の仕組みを使い、地域福祉を推進していく流れにしていかなければ、他の市町村に遅れをとる。
- C 委員 私が関わる NPO 団体にて認知症に関する調査を 100 人に対して行った。調査の結果、地域包括支援サブセンターの認知度は、学業院中学校区では 4 割であったが、他校区においては、1 割から 2 割程度の認知度であった。このように、民間におい

- でも調査を行っているので、既存のデータを有効活用していただきたい。
- B 委員** 会議資料は席上配布ではなく、事前に配布していただきたい。当日では、質疑や修正案等が出せない。
- C 委員** 資料は出来るだけ事前配布を願う。
- 福祉課長 今後は資料の事前配布を徹底する。

〔その他〕

事務局より、報酬・費用弁償の支給及び次年度委員会の開催時期について説明があり、本委員会は終了した。

以上